

---

## 基本構想実施計画（26～28年度）指標案

### 《まちづくり・環境 / 行財政運営分野》

---

#### 目次

##### まちづくり・環境

住環境	1
環境保護	4
災害対策	7
防犯・安全対策	10

行財政運営	13
-------	----

## 4-1 住環境

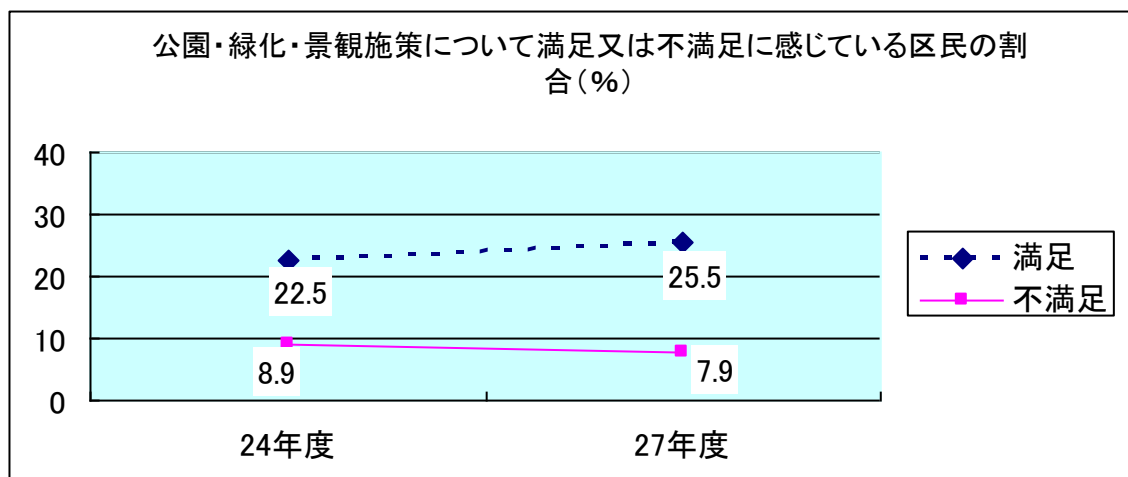
### 1 将来像

#### だれもが住み続けたい・住みたくなる快適で魅力的なまち

地域の特性を活かしたまち並みの保全・創出や、身近な場所で自然に親しむことのできるまちづくりなどを通じ、だれもが住み続けたい、住みたいと思える快適な環境が整った、潤いと魅力にあふれたまちを目指します。

### 2 今後3か年の進行を管理する主な指標

#### (1) だれもが住み続けたいと思うまちづくり



\* 24年度の実績値は第22回文京区政に関する世論調査による

#### 【指標の設定理由】

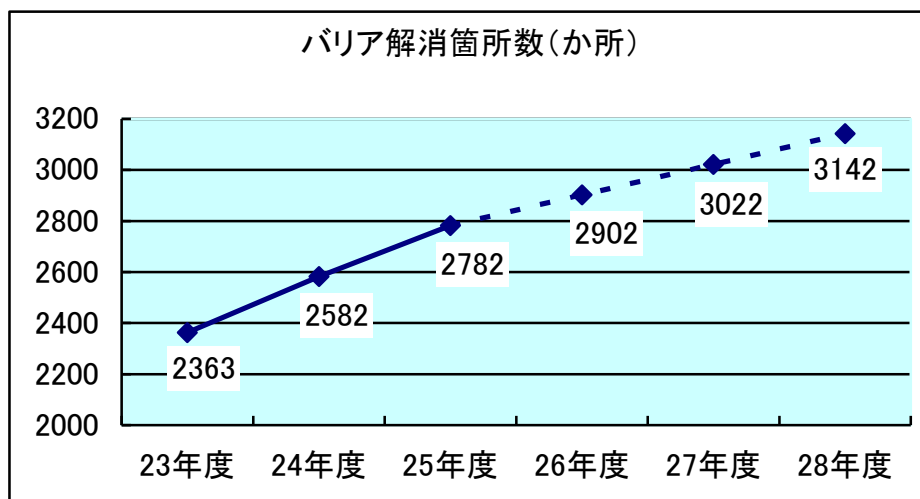
良好な住環境を実現させるためには、公園・緑地の整備や景観まちづくりなどを推進することが重要です。

そこで、区が実施する「文京区政に関する世論調査」において、満足に感じている区の施策、または不満に感じている区の施策の1つとして、公園・緑化・景観施策を選んだ区民の割合を指標といたしました。

#### 【目標値の考え方】

過去の調査結果を勘案し、満足を感じる区民の割合を3ポイント増加させ、併せて不満に感じる区民の割合を1ポイント減少させることを目指します。

(2) 歩行空間の快適性の向上



\* 25年度は目標値

**【指標の設定理由】**

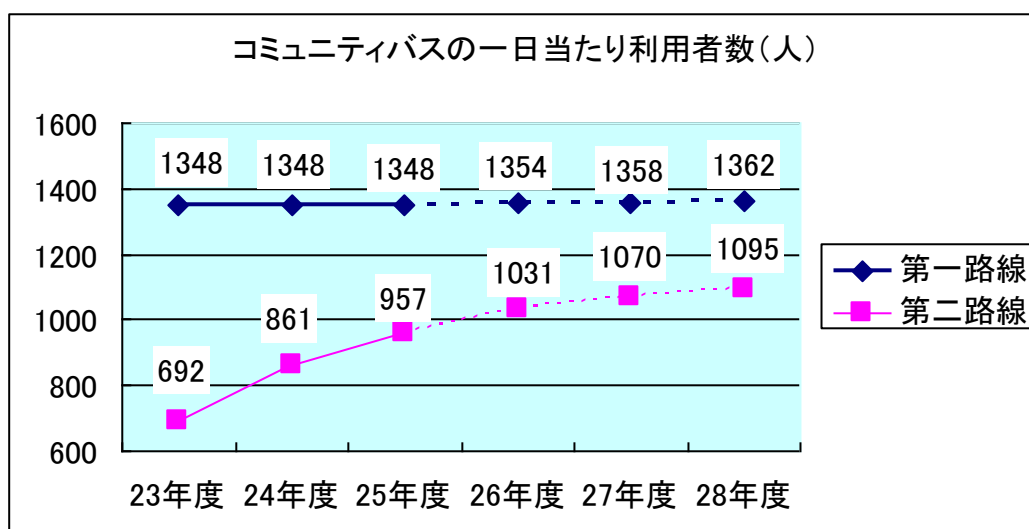
道路は、高齢者や障害者等を含むすべての人々に対して、安全かつ快適に利用できるように整備することが求められています。

区道のバリアフリー化を進めて、安全で快適な道路環境を実現するため、平成12年に抽出した3,969か所のバリアに対する改善箇所数を指標として設定するものです。

**【目標値の考え方】**

道路アセットマネジメント計画等に基づき、道路改修工事に併せた路線単位のバリアフリー化を進め、年間120か所程度のバリア解消を目指します。

(3) だれもが気軽に移動しやすいまちづくり



\* 第一路線は、千駄木・駒込ルート  
第二路線は、目白台・小日向ルート

### 【指標の設定理由】

コミュニティバス「Bーぐる」は、第一路線（千駄木・駒込ルート）については平成19年4月から、第二路線（目白台・小日向ルート）については平成23年12月から運行を開始しています。

第一路線における利用者数は、運行開始から5年目まではそれぞれ前年度実績を上回りつつ推移してきましたが、6年目である平成24年度に初めて前年割れしました。

こうした状況を踏まえ、今後前年度実績を下回らぬように利用者数を維持し、運行収入を確保していくことで、バスの安定的な運行を目指す必要があるため、本指標を設定するものです。

一方、第二路線は、本計画の1年目となる平成26年度が実質的な運行開始3年目に当たることとなりますが、第一路線の実績からも、計画期間内での利用者数の大幅な増減が想定しがたいところです。

しかしながら、バスの安定的な運行のためには、引き続き当該利用者数の維持・向上を目指し、運行収入を確保していくことが必要であるため、本指標を設定するものです。

### 【目標値の考え方】

第一路線は、計画期間内の年間利用者数を直近3年間（平成22～24年度）の利用者数実績の平均人数と同程度確保することを目指します。

第二路線は、計画期間内の年間利用者数を、区の公的支援継続の目安である人数と同程度確保することを目指します。

目標値は、第一路線、第二路線とも、各年度における運行開始からの累計年間乗車人数を累計運行日数で除した値で設定しています。

## 4-2 環境保護

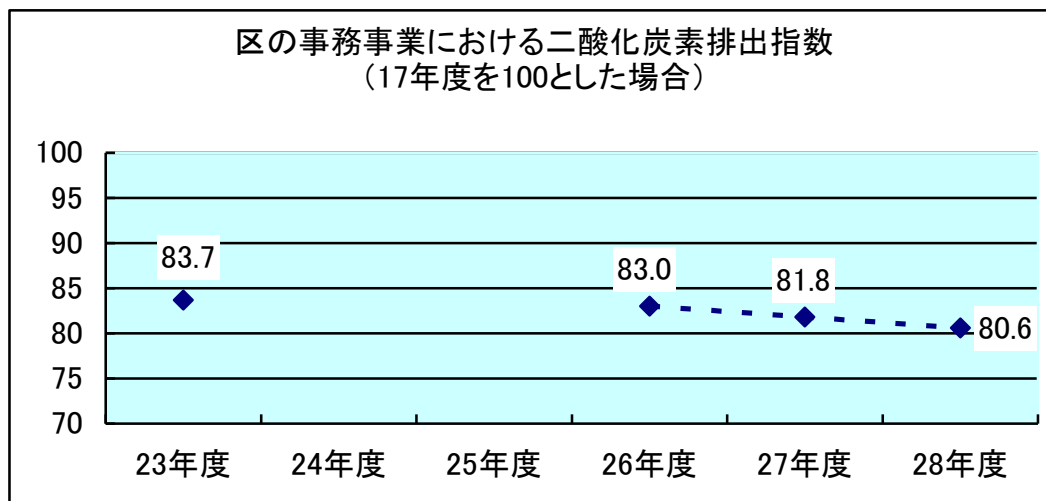
### 1 将来像

#### 環境にやさしい取組を推進するまち

区、区民、地域活動団体、NPO（非営利活動団体）及び事業者の各主体が、それぞれの果たすべき責任と役割を認識し、協働して環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組み、将来世代に良好な環境を引き継いでいくまちを目指します。

### 2 今後3か年の進行を管理する主な指標

#### (1) 二酸化炭素排出量の削減



注：平成24年度は、集計中。

#### 【指標の設定理由】

区では、平成22年度3月に策定した「文京区地球温暖化対策地域推進計画」において、二酸化炭素排出量の削減目標を定め、地域が一体となり地球温暖化防止に取り組むこととしています。二酸化炭素排出量の確定には、2年間調査期間が必要となり、区内の実態把握には、不可欠なものですが、実施計画の指標としては適していません。

当推進計画で示した各主体の目標達成に向けたアクションプランを踏まえ、区の実施計画を具体化した「文京区役所地球温暖化対策実行計画」を平成22年度に策定し、区の事務事業における二酸化炭素排出量を毎年度算出し公表を行っています。このような取組み状況は、区内事業者等の地球温暖化防止活動の参考にもなることから指標とします。

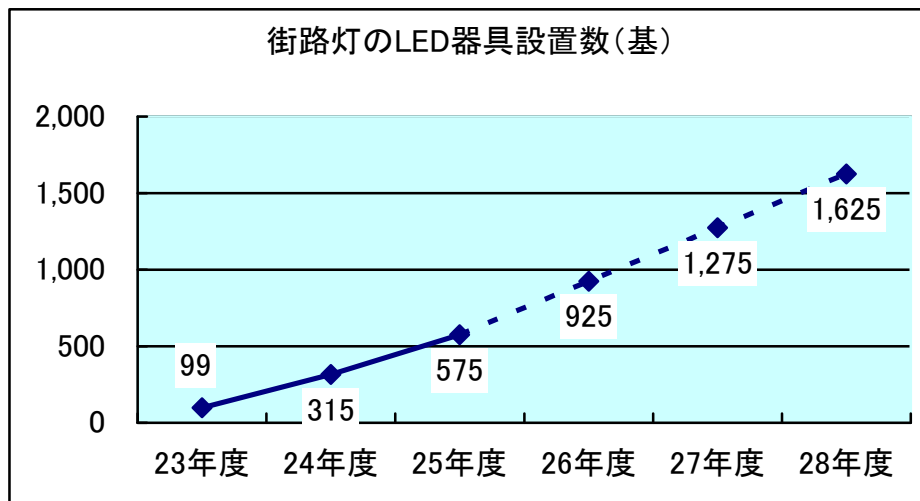
※原子力発電所の稼働停止等の影響により、二酸化炭素排出係数が増加した場合には、各種エネルギー使用量の総量削減が達成された場合でも、二酸化炭素の排出量が増加する可能性があります。

### 【目標値の考え方】

「文京区役所地球温暖化対策実行計画」は、平成26年度までに二酸化炭素排出量を平成17年度比で17%削減することを目標としています。

なお、当実行計画は、平成26年度に改定を予定しています。

## (2) 省エネルギーの推進



\*25年度は目標値。

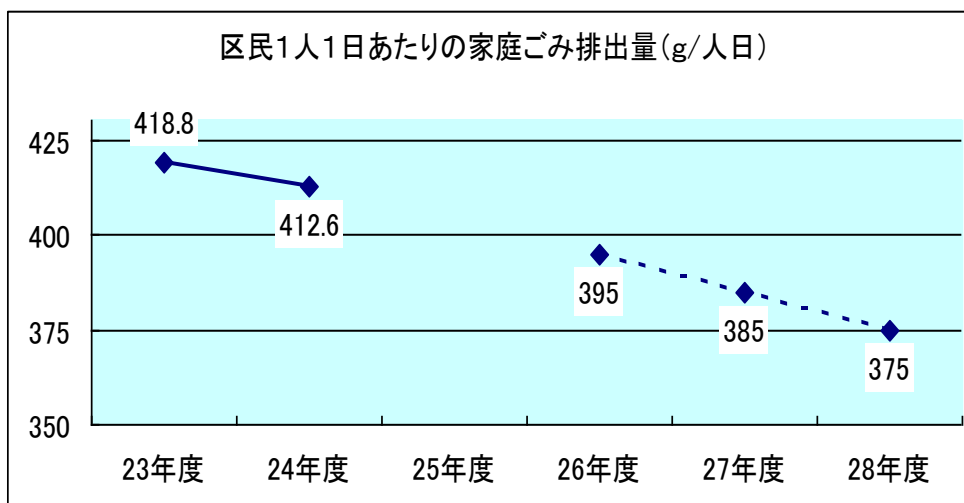
### 【指標の設定理由】

街路灯のLED化により省エネ効果を高めるとともに、不点灯の少ない安全な道路環境の整備を進めます。そのため、区道街路灯の6,088基(平成24年度末現在・装飾灯等を除く)におけるLED器具の設置数を指標として設定するものです。

### 【目標値の考え方】

街路灯の改修に合わせてLED器具への交換を進め、年間350基程度の設置を目指します。

## (3) 循環型社会の形成の推進



**【指標の設定理由】**

区では、平成23年3月に改定した「文京区一般廃棄物処理基本計画」（モノ・プラン文京）において、循環型社会の形成を目指し、ごみの減量等の目標に向け、区民への普及啓発やさまざまな3Rの推進事業に取り組んでいます。

モノ・プラン文京では、進捗状況を管理する基本指標に「区民1人1日あたりの家庭ごみ排出量」を用いており、この目標値を本計画のごみ減量の指標としています。

**【目標値の考え方】**

「文京区一般廃棄物処理基本計画」（モノ・プラン文京）において、区民1人1日あたりの家庭ごみ排出量を毎年10gずつ減少することとしています。

## 4-3 災害対策

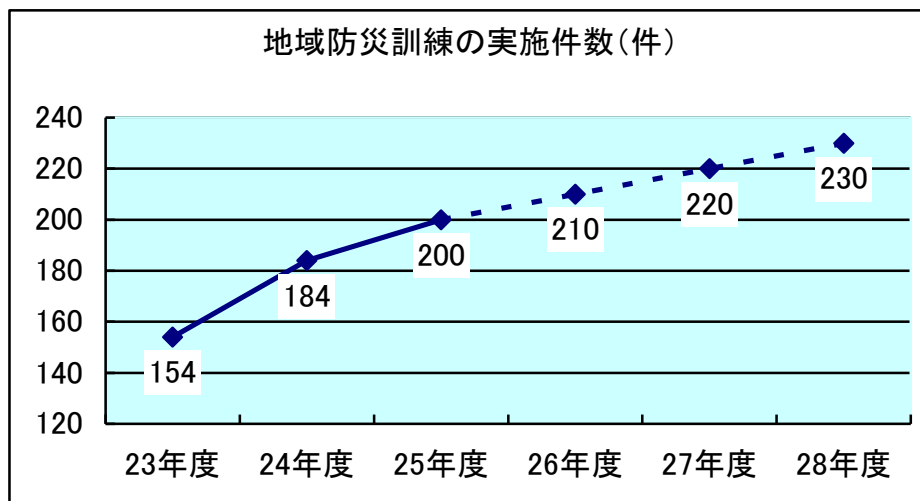
### 1 将来像

#### 備えと助け合いのある災害に強いまち

区、区民、地域活動団体、NPO（非営利活動団体）及び事業者の各主体が、自らの命は自らが守る「自助」、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという「共助」及び区民の安全を確保する主として公的機関が行う「公助」の役割を果たし、連携しながら地域の防災力が高いまちを目指します。

### 2 今後3か年の進行を管理する主な指標

#### (1) 地域主導の防災対策



#### 【指標の設定理由】

区民防災組織である町会・自治会等や避難所運営協議会、マンション管理組合等の防災組織に対し、防災意識の啓発や防災訓練等への支援を実施し、災害発生時における区民一人ひとりの防災行動力の強化を図るため、年間実施回数の指標化を行います。

#### 【目標値の考え方】

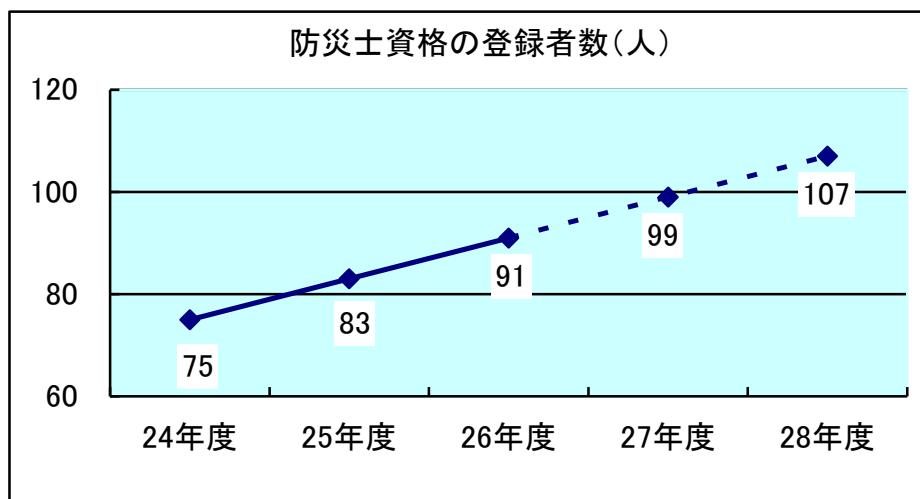
24年度までは、防災課職員を指導者として実施する防災教室（起震車体験、煙ハウス体験、防災講話等）や避難所運営協議会が実施する避難所運営訓練のほか、町会・自治会等区民防災組織が独自に実施する訓練を行いました。

25年度からは、中高層共同住宅等に対する支援に重点を置き、マンション管理組合等が独自又は地域と協力して実施する訓練に対して助成や支援を行います。

これにより、年間10件程度ずつ訓練実施の実績増を目指します。



## (2) 地域防災を担う人材の確保



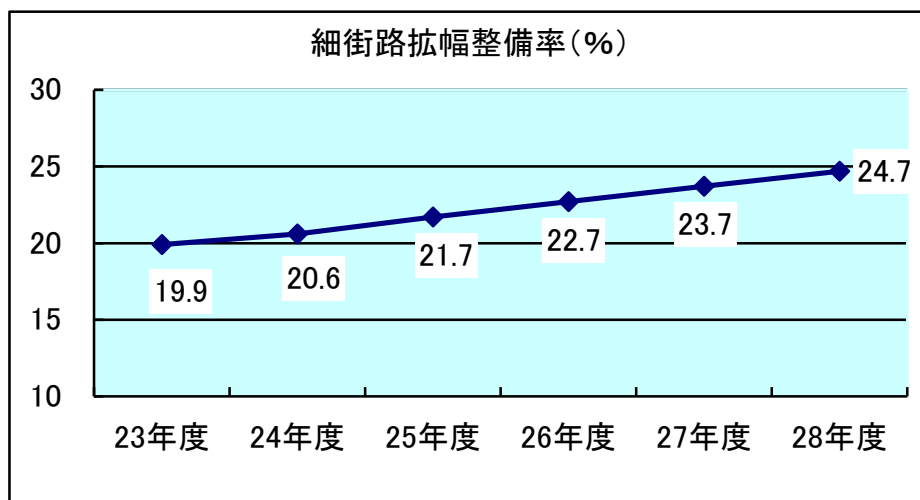
### 【指標の設定理由】

避難所運営協議会及び区民防災組織が有効に機能するためには、地域で主体的に活動するリーダーが必要となります。区では、避難所運営協議会員及び区民防災組織の防災担当者等を対象として、次世代リーダーとなる人材を育成するため、防災士の資格取得を支援する助成制度を平成25年度より導入し、登録者数を増やしながらか地域防災力の向上に努めます。

### 【目標値の考え方】

平成25年3月末現在、区内の防災士登録者数75名（日本防災士機構調べ）を基本として、区内32カ所の各避難所運営協議会に防災士を1名を配置できるよう、毎年8名程度資格取得者を増やし、28年度末までに107名の防災士の登録者を目指します。

## (3) 災害に強い都市の整備



### 【指標の設定理由】

わたしたちの身近にある道路は、住みやすい環境を守り、災害時の避難路として重要な役割を果たしています。

しかし、区内には道幅が4mに満たない道路が多く、緊急自動車の乗り入れや消防活動の妨げになるおそれのある箇所が数多く存在します。災害に強いまちづくりを進めていくためには、細街路を緊急車両の乗り入れが容易となる4m幅員の道路に拡幅することが重要であることから、細街路の拡幅整備率を指標といたしました。

### 【目標値の考え方】

細街路を4m幅員の道路に、毎年概ね2.3kmの拡幅整備を行い、細街路拡幅の整備率を1%ずつ上昇させることを目標としながら、細街路拡幅整備率を100%にすることを目指します。

## 4-4 防犯・安全対策

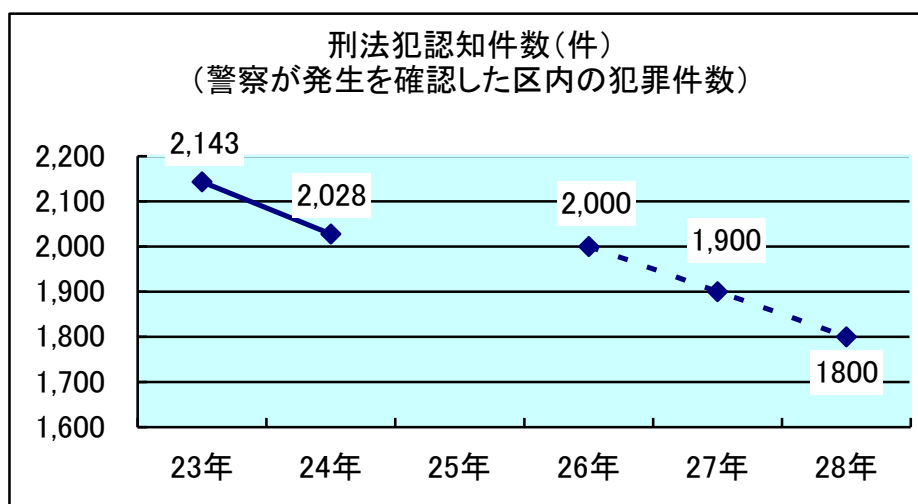
### 1 将来像

#### みんなで作る、犯罪や事故の一番少ないまち

だれもが安全に安心して暮らせるよう、地域ぐるみで支え守り合う自主的な防犯・安全活動が積極的に行われているとともに、被害に遭わない、遭わせない都市の整備が進んだ、犯罪や事故のないまちを目指します。

### 2 今後3か年の進行を管理する主な指標

#### (1) 安全で安心して暮らせるまちづくり



\* 出典「警視庁統計」

#### 【指標の設定理由】

刑法犯認知件数とは、刑法犯罪として警視庁が認知した件数を言います。

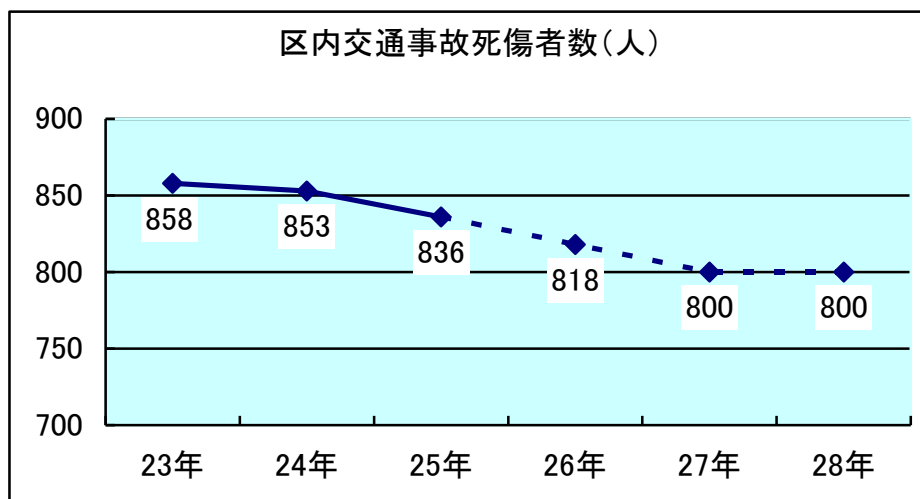
この数値は、区内における犯罪発生状況の目安となり、件数(=犯罪)が少ないということは、安全に安心して暮らすことができる地域であることの指標となります。

これからも引き続き、23区で刑法犯認知件数の一番少ない、安全で安心な区を目指していきます。

#### 【目標値の考え方】

今までの実績数から、今後も着実に防犯対策を行っていくことで件数を減らし、平成28年までに1,800件を切ることを目標とします。

## (2) 交通事故のない社会



\* 出典「警視庁交通年鑑」

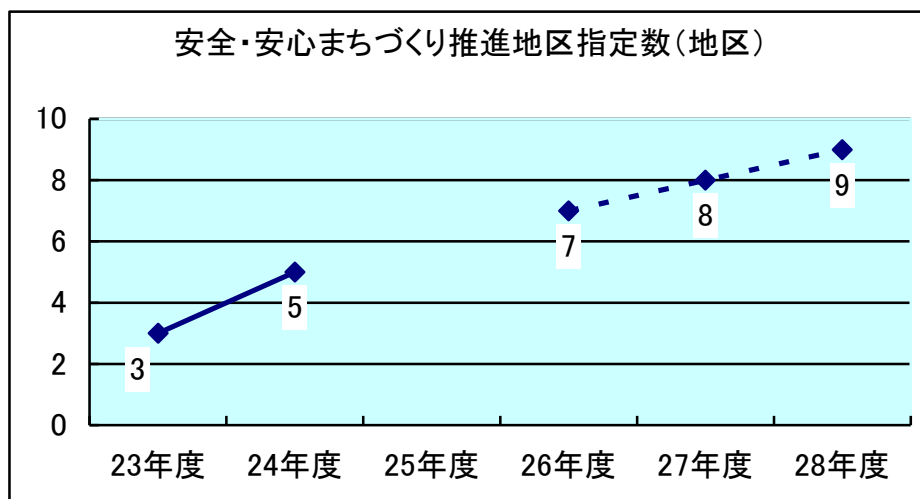
### 【指標の設定理由】

交通安全協議会の開催、年齢層別交通安全教室、自転車実技教室による自転車免許証等の発行、周知用資機材整備、区民の集いの開催などにより、交通安全意識の浸透を図るとともに、安全で快適な道路環境の確保を通じて、23区で交通事故による死傷者数の一番少ない、安全なまちの形成を目指します。

### 【目標値の考え方】

交通事故のない安全で快適な社会を実現するために、交通安全意識の啓発や、安全で快適な道路環境の整備により、区内の交通事故死傷者数を低減していくことを目指します。

### (3) 安全で安心して暮らせるまちづくり



#### 【指標の設定理由】

安全・安心まちづくり推進地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例第17条の規定に基づき、地域において自主的かつ積極的に活動を行っている団体からの申請により、その地域を特定の施策を推進する地区として指定するものです。

この指定数は、区内における安全・安心まちづくりに対する区民等の意識及びその活動の広がりを示す目安となり、指定地区数が増えることは、区民の安全に対する意識が高まり、安心して暮らせる地域であることを示す指標となります。

#### 【目標値の考え方】

平成18年度の2地区の指定から平成22年の1地区指定を経て、近年、区民の防犯に対する意識が高まりを見せており、現在5地区を指定しています。この流れを受け、地域活動センターで行われる町会会合等で本制度の周知を図ることなどにより、着実に地区指定数を増やしていくことを目標とします。

## 5 行財政運営

### 1 将来像

#### (1) 区民サービスの向上

##### 心の行き届いたサービスを受けられるまち

だれもが文京区に「住み続けたい」、「住んでみたい」と思えるように、区民の満足度や信頼感を一層高める心の行き届いたサービスを受けられるまちを目指します。

#### (2) 開かれた区役所

##### だれもが区政を身近に感じ、参画できるまち

だれにでもわかりやすく、区政情報を正確かつ迅速に提供し、説明責任を果たすことにより、区にかかわるすべての人・団体が、情報を交換しながら、同じ目線で語り合い、それぞれの持ち味を存分に発揮し、よりよいまちづくりを進めていきます。

#### (3) 区の公共施設

##### だれもが使いやすい公共施設のあるまち

将来的な財政負担や必要性を考慮し、施設全体を有効活用するとともに、地域による自主運営や、区立以外の施設と連携・協力による運営を進めることにより、地域の特性や利用者の利便を考えた公共施設を目指します。

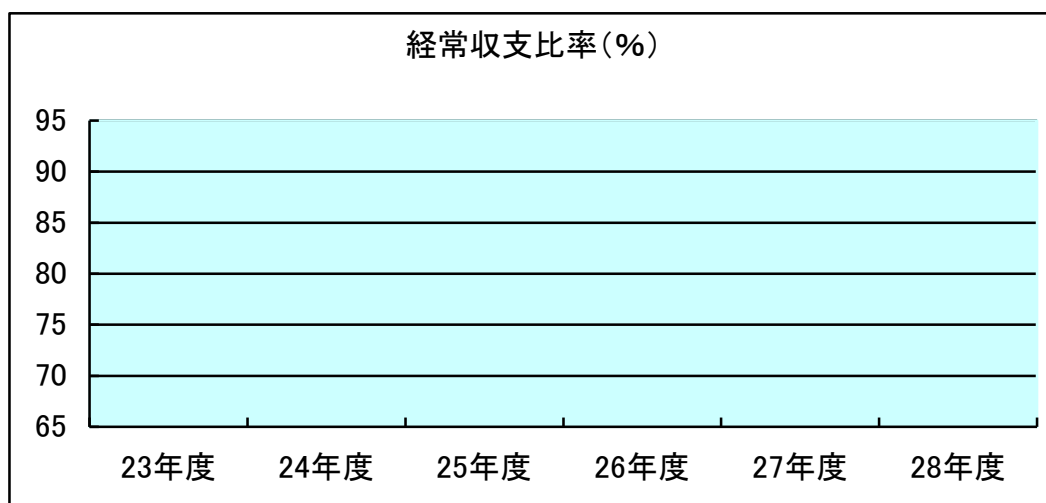
#### (4) 行財政運営

##### 信頼される行財政運営を推進するまち

歳入の安定確保に努めながら、限りある財源を真に必要な事業に充てていくとともに、職員一人ひとりが、創意工夫を凝らし、多様化・複雑化する区民ニーズに迅速かつ柔軟に対応していくことで、区民に信頼される行財政運営を推し進めます。

## 2 今後3か年の進行を管理する主な指標

### (1) 財政の健全化



#### 【指標の設定理由】

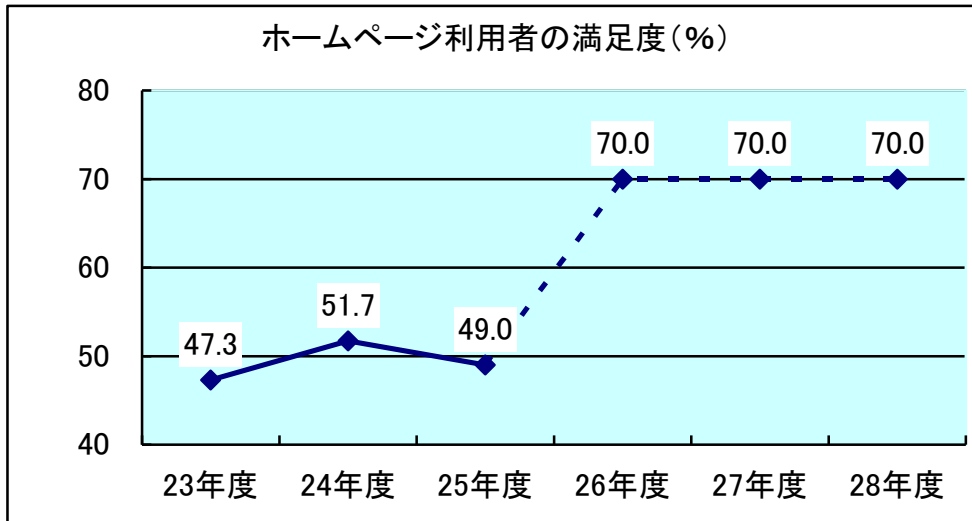
経常収支比率は、地方公共団体の財政分析において、財政構造の弾力性の度合いを判断する基本的な指標の一つとして用いられることから、財政の健全化の指標として設定します。

また、経常収支比率は、経常経費充当財源が、経常一般財源に対し、どの程度の割合となっているのかを見るもので、決算数値により計算されます。その数値が高いほど、財政が硬直化していることになり、適正水準は、一般的に70～80%とされています。平成23年度は、86.1%と適正水準を超えており、今後も社会保障関係経費の増加などにより、経常収支比率の上昇の改善の見込みは立てづらい状況であり、効率的な行財政運営をより一層進めることにより、80%台半ばの経常収支比率を維持します。

#### 【目標値の考え方】

平成24年度決算後に目標値を設定します。

## (2) 広報機能の強化



### 【指標の設定理由】

区政情報は、区報やホームページ、CATVなどにより広く区民に発信していますが、とりわけ、ホームページは多くの区政情報が集約され、必要な時に必要な情報を取得できる広報媒体の柱として定着しています。

わかりやすく利便性の高いホームページにより、だれもが区政情報を正確かつ迅速に取得することができるよう、ホームページ利用者の満足度を指標とします。

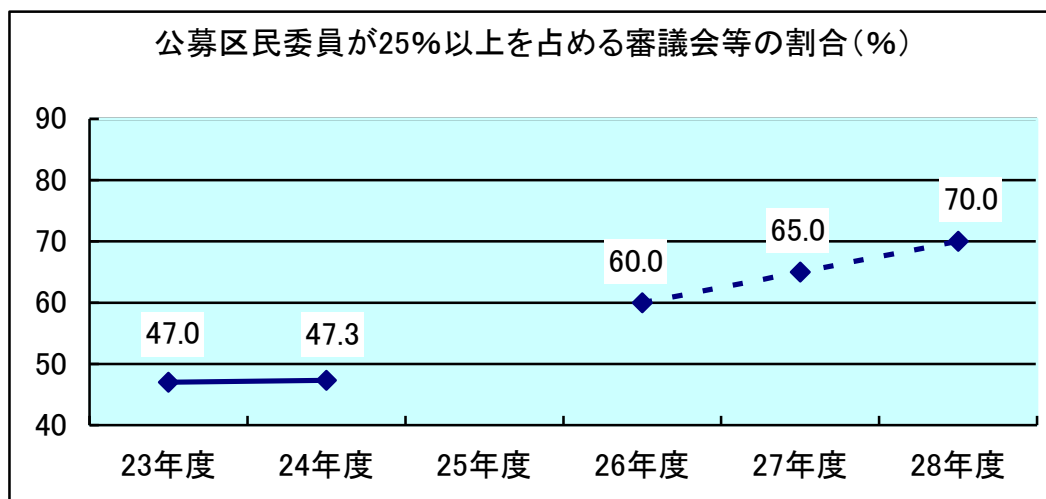
### 【目標値の考え方】

満足度は利用者アンケートにより測ります。

過去の満足度の最高値（平成20年度53.5%）を参考として、平成26年度のリニューアル後には満足度70%を目指します。インターネット環境とともに区民ニーズも急激に変化する中、満足度は年度の経過とともに減少傾向にあるため、定期的なサイト内診断や職員研修などを通じて、わかりやすく利便性の高いホームページづくりをすすめ、満足度70%を維持していきます。



### (3) 区民参画の推進



#### 【指標の設定理由】

「文の京」自治基本条例に基づき、一層の区民参画を進めるため、平成21年2月に「区民参画の手続に関する指針」を定め、審議会等については、公募による区民委員の割合を全委員数の25%以上にするよう努める事を明記しています。

このため、区政に直接参加する機会が設けられているかを計る上で、公募区民委員が占める審議会等の割合を指標として設定するものです。

※審議会等：地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する、法律・条例により設置する調停・審査・諮問・調査を目的とする機関や、要綱等で設置する区長等の私的諮問機関をいいます。

#### 【目標値の考え方】

23年度から、公募委員の比率が高い会議体の減少等により、その割合は47%台まで数値を落としています。改選時期等に合わせて指針に適合するよう構成員の見直し等の検討を行い70%まで引き上げます。